平成２９年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市山下町12番20―903号
債務者　荒木　和代
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４号
山梨県大月市大月町花咲625番地９
債務者　奥秋麻衣子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第８号
京都府船井郡京丹波町下山野丸77番地204、前住所京都府船井郡京丹波町下山野丸８番地26
債務者　高山　義晴
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
奈良県香芝市真美ヶ丘１丁目８番24―202号パセオ真美Ｂ棟、前住所奈良県北葛城郡上牧町松里園２丁目７番11―２号
債務者　稲田　誠也
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
奈良県大和高田市大字市場526番地４
債務者　平島　美樹
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４号
岐阜県高山市緑ケ丘町２丁目１番地
債務者　大田　外幸
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
大分市中鶴崎２丁目１番６号（パレ・ドール鶴崎１905）
債務者　髙瀬　了子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号
北海道苫小牧市永福町１丁目３番５号　アルテミス103号
債務者　吉田　美雪（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目16番16号　ハスカップハウス201
債務者　鵜木　寿子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２号
北海道苫小牧市日新町１丁目２番１号
債務者　水田　明夫
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道苫小牧市字高丘６番地の12　グランドール高丘Ａ棟205
債務者　綿谷　和也
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１６号
北海道苫小牧市大成町１丁目10番１―403号後藤美惠子方、住民票上の住所北海道苫小牧市春日町１丁目７番11号　レインボーハウスドリームⅠ　102
債務者　後藤　雅之
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１７号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番４―410号
債務者　立成　淳一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２７号
三重県亀山市若山町１番６―101　若山住宅
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７号
三重県亀山市みどり町16番地１
債務者　青山あゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９号
三重県亀山市天神４丁目３番22号
債務者　西脇　篤也
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０号
三重県亀山市天神４丁目３番22号
債務者　西脇さゆり
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
津地方裁判所破産係